



平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 東急レクリエーション  
代 表 者 取締役社長 菅野 信三  
(コード番号 9631 東証第2部)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 大島 昌之  
(TEL. 03-3462-8888)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は平成 28 年 3 月 30 日開催予定の定時株主総会に付議する予定であります。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- ① 取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役が、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、また有用な人材の招聘を容易にするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 29 条（取締役との責任限定契約）および第 37 条（監査役との責任限定契約）として、その責任を法令の定める限度に制限する契約をあらかじめ締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、第 29 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ② 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
- ③ 上記条文の新設にともない、条数の整備を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

- ① 定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 30 日（水曜日）  
② 定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 30 日（水曜日）

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p><br><p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第35条<br/>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p><br><p>(新 設)</p><br><p>第36条～第41条<br/>(条文省略)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第29条</p> <p><u>当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p><br><p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第36条<br/>(現行どおり)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第37条</p> <p><u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第38条</p> <p><u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条の規定を準用する。</u></p> <p><u>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p><br><p>第39条～第44条<br/>(現行どおり)</p> |